#### 政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領

### 1 目的

指名競争入札における入札参加者の指名について、「業務委託契約事務取扱要領」(平成11年11月10日付け会計第339号会計管理局長通知。以下「業務委託要領」という。)に定めるもののほか、本県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名(以下「優先指名」という。)する入札(以下「政策入札」という。)制度を設けることにより、当該事業者の入札参加機会の拡大を図り、もって事業者の政策課題への取組を促進する。

#### 2 対象とする入札

- (1)契約担当者は、業務委託契約(建設工事を除く。以下同じ。)に係る全ての指名競争 入札を対象として政策入札を実施するものとする。ただし、業務委託要領の規定によ る競争入札等審査会(以下「審査会」という。)において、当該入札を政策入札として 実施することが適当でないと決定された場合は、この限りでない。
- (2) 政策入札を実施しないこととする場合には、その理由を文書にして入札執行伺に添付し、併せて決裁を受けるものとする。

#### 3 指名対象者

優先指名は、業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者(以下「有資格事業者」という。)で、県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、本県の政策課題に寄与する取組を行っている者(5 (1)の登録をした者に限る。)を対象とするものとする。

#### 4 評価項目

- (1) 契約担当者は、優先指名の際、県の政策課題に寄与する取組のうち、別表に掲げる項目(以下「評価項目」という。)により、事業者の取組を評価するものとする。
- (2) 会計管理局長は、適時、部局長の意見を聴き、評価項目の見直しを行うものとする。
- (3) 関係部局長は、その所掌する評価項目に係る事業者の取組状況の把握に努め、会計管理局長への適切な情報提供に努めるものとする。

#### 5 登録の申請

- (1)有資格事業者は、別記第1号様式(以下「申請書」という。)を会計管理局会計課長 (以下「会計課長」という。)に提出し、現に取り組んでいる評価項目の登録又は追加 登録の申請をすることができるものとする。
- (2) 申請書には、評価項目ごとに当該取組を証する書類の添付等をするものとする。

#### 6 一覧表の作成

- (1)会計課長は、5 (1)による申請があったときは、その審査を行い、当該申請が適正と認められるときは、政策課題取組状況一覧表(別記第2号様式)(以下「取組状況一覧表」という。)に必要事項の登録をするものとする。
- (2)会計課長は、(1)の登録をしたときは、当該登録内容を、速やかに、各課長及び廨長に通知するとともに、別記第3号様式により、当該申請者に通知するものとする。
- (3) 取組状況一覧表は、会計課長が保管し、その有効期限は、資格者名簿の有効期限と同一とする。

#### 7 登録の抹消

- (1) 取組状況一覧表に登録された者(以下「登録事業者」という。)は、評価項目に係る 取組を廃止しようとするとき又は優先指名を希望しなくなったときは、別記第4号様 式により、登録抹消の申請をしなければならない。
- (2)会計課長は、登録事業者から(1)の登録抹消の申請があったとき又は登録事業者が当該登録している評価項目に係る取組を廃止したときは、当該登録を抹消するものとする。
- (3)会計課長は、(2)に基づき登録を抹消したときは、当該内容を、速やかに、各課長及び廨長に通知するとともに、別記第5号様式により、当該登録を抹消した事業者に、その旨を通知するものとする。

#### 8 指名業者選定

- (1) 契約担当者は、政策入札を実施しようとするときは、指名業者を審査会の審査を経て選定するものとする。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、入札に係る指名予定数を業務委託要領別表3の規定により、優先指名すべき事業者数(以下「優先枠」という。) を指名予定数の2分の1以上となるように定めるものとする。
- (3) 指名業者の選定は、予定価格に応じて業務委託要領別表2の1により定められた等級(以下「該当等級」という。)に格付けされた者を対象として、次の手順により行うものとする。
  - ①優先指名

登録事業者を対象とし、優先枠について選定(指名することのできる事業者の数が優先枠を下回る場合には、その全てを選定)

- ②一般指名
  - 登録事業者及び登録事業者でない者の双方を対象とし、①による指名業者数との合計が指名予定数になるよう選定
- (4) 該当等級に格付けされた者のみからの指名では、指名予定数に達しない場合には、 該当等級以外に格付けされた者を対象として、同様の手順により、追加して指名業者 を選定することができるものとする。
  - この場合において、優先指名は(3)①による指名業者数との合計が優先枠を超えない範囲内で行うものとする。
- (5)優先指名に係る指名業者の選定は、当該入札を執行する部局又は廨の所掌する施策の推進につながる評価項目を3項目以上選択し、当該選択した評価項目に最もよく取り組んでいる登録事業者について行うものとする。ただし、当該部局又は廨の所掌する施策の推進につながる評価項目が3項目以上ない場合は、入札参加資格審査項目である「23 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出」「27身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用」「29 ISO14001の認証取得又はエコアクション21の認証及び登録」の3項目の中から適宜追加して3項目以上選択するものとする。また、契約担当者が選択した評価項目への取組が同程度の者が複数ある場合には、取組状況一覧表の取り組んでいる評価項目数の多い者から順に選定するものとする。

#### 9 入札の執行

契約担当者は、8により指名業者を決定したときは、指名通知書に、業者選定において政策入札制度を適用した旨を付記するものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領7の規定により取組状況一覧表に整理され、かつ業務委託契約に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領第3条の規定に基づき平成2 1年10月1日から平成23年9月30日までを有効期間とする資格者名簿に登録された者は、平成21年10月31日までは、5(1)の規定にかかわらず、別枠指名を受けることができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領6 (1)の規定により取組状況一覧表に必要事項の登録を受け、かつ業務委託契約に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領第3条の規定に基づき平成23年10月1日から平成25年9月30日までを有効期間とする資格者名簿に登録された者は、平成23年10月31日までは、5 (1)の規定にかかわらず、優先指名を受けることができる。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日前に行われた申請に対する登録については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年7月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 (以下「改正後の要領」という。) 5 の規定による登録の申請及び 6 の一覧表の作成に 関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行前においても、改正後の要領の規定に より行うことができる。

附則

この要領は、平成25年10月7日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 (以下「改正後の要領」という。) 5 の規定による登録の申請及び 6 の一覧表の作成に関し 必要な手続その他の行為は、この要領の施行前においても、改正後の要領の規定により行 うことができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、 なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、 なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附則

この要領は、令和6年3月8日から施行する。

#### 政策課題取組状況評価項目

#### I 産業維新

- 1 やまぐちサポーター企業の認定
- 2 地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績
- 3 山口県技術革新計画の承認
- 4 経営革新計画の承認
- 5 商店街等の実施するイベントへの参加・協力
- 6 創業の促進
- 7 UJIターンによる創業
- 8 「技能検定合格者」の輩出
- 9 やまぐちジョブナビの登録
- 10 県内高校の新卒者の雇用

#### Ⅱ 大交流維新

- 11 山口県PR本部長「ちょるる」デザインの使用承認(販売する商品)
- 12 県外人材の県内就職

#### Ⅲ 生活維新

- 13 やまぐち結婚応援団の登録
- 14 やまぐち結婚応縁企業の登録
- 15 やまぐち結婚応援パスポート協賛事業所の登録
- 16 子育て応援団 (サポート会員) の登録
- 17 やまぐち子育て応援パスポート協賛事業所の登録
- 18 家庭の日協力事業所の登録
- 19 やまぐち虐待防止全力宣言企業の登録
- 20 「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定
- 58 やまぐち "とも×いく" 応援企業の登録
- 21 やまぐち子育て応援企業の登録
- 22 やまぐちイクメン応援企業の登録
- 23 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出
- 24 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- 25 高年齢者雇用確保措置の導入
- 26 やまぐち障害者雇用推進企業の認定
- 27 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用
- 28 やまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出
- 29 I S O 14001の認証取得又はエコアクション 2 1 の認証及び登録
- 30 やまぐち再エネ電力利用事業所の認定
- 31 優良産廃処理業者の認定

- 32 山口県エコ・ファクトリーの認定
- 33 山口県認定リサイクル製品の認定
- 34 農林漁業と連携するボランティア活動の実績
- 35 やまぐち教育応援団の登録
- 36 家庭の元気応援キャンペーン協賛企業の登録
- 37 家庭教育出前講座の開催
- 38 「総合型地域スポーツクラブ」への支援
- 39 「スポーツ元気県やまぐち推進団体」の認証
- 40 企業メセナ活動の実績
- 41 山口県県民活動スーパーネットの登録及び社会貢献活動の実績
- 42 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証
- 43 やまぐち女性の活躍推進事業者の登録
- 44 保護観察者等を対象とした協力雇用主の登録
- 45 障害者施設への物品調達、業務委託等の発注実績
- 46 あいサポート企業・団体の認定
- 47 救急ステーション・AED設置救急ステーションの認定
- 48 がん検診受診促進協力事業所の登録
- 49 献血サポーターへの参加登録
- 50 企業における認知症サポーターの養成実績
- 51 やまぐち健康応援団の登録
- 52 やまぐち健康経営企業の認定
- 53 消防団協力事業所の認定
- 54 子ども110番の家(車)への参画
- 55 不当要求防止責任者講習の受講
- 56 セーフティライフセミナー(出前講座)の利用
- 57 無事故・無違反コンテストへの参加

## 登録の要件及び必要な書類等について

	評価項目	登録の要件	添付書類
1	やまぐちサポータ 一企業の認定	やまぐちサポーター企業の認定を受 けていること。	認定証の写し及び三者協 定書の写し
2		地域及び県内事業者等、県内に主たる	代表的な取引事業者2者
	者・卸売業者との取	事業所のある複数の事業者と継続的	との直近の取引状況(事業
	引の実績	な取引実績があること。	者名、所在地、年間の取引 の頻度等取引の概要) を記
			載した任意の報告書
3	山口県技術革新計 画の承認	県内企業がものづくり技術の高度 化・ブランド化を図る山口県技術革新	承認書の写し
	F-1 - > / 1 ( hr)	計画について、山口県の承認を受け、	
		申請時においても当該計画期間中で あること。	
4		中小企業等経営強化法に基づき、経営	承認書の写し
	認	革新計画を策定の上、山口県知事の承 認を受け、申請時においても経営革新	
		計画期間中であること。	) - HB/III B   H
5	商店街等の実施す るイベントへの参	事業所として、申請前3年間に県内の 市町、自治会、商店街の実施する「お	イベントの開催日時、場 所、主催者、参加状況(従
	加・協力	祭り(地域の寺社が行うものも含	業員の参加者数、場所・資
		む)」、「運動会」、「清掃活動」等のイベントに参加・協力した実績があ	材の提供等) を記載した任     意の報告書
		3 - E All Mar All Mark - T	
6	創業の促進	次の支援を受けて創業し、創業後5年 未満であること。	・開業届又は登記事項証明 書の写し
		・関係支援機関(商工会議所・商工会	・支援者、時期、支援の内
		連合会)による支援 ・女性創業セミナーの受講	容を記載した任意の報告 書
	TT T 7 7 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	・女性創業応援やまぐち㈱の支援	田坐口マルマッキュモディロ
7	UJIターンによ る創業	U J I ターンにより創業し、創業後 5 年未満であること。	・開業届又は登記事項証明 書の写し
		中华之 0 左用)~「牡松炒 4 0 人 4 4 0 0 4	<ul><li>住民票の写し</li></ul>
8	「技能検定合格者」 の輩出	申請前2年間に「技能検定合格者」を 輩出していること。	合格証の写し
9	やまぐちジョブナ	やまぐちジョブナビに登録している	登録画面(やまぐちジョブ
	ビの登録	こと。	ナビの「県内企業詳細(学
10	県内高校の新卒者	申請時の年度を含む過去3年度間に	生・一般向け)」)の写し 年度ごと、高等学校ごとの
10	原内同校の新平有 の雇用	県内の高等学校の新卒者を雇用して	雇用者数を記載した任意
		いること。	の報告書

11	山口県PR本部長「ちょるる」デザインの使用承認(販売する商品)	申請前2年間に「ちょるる」デザインの使用承認(販売する商品)を受けていること。	使用承認書の写し
12		申請時の年度を含む過去3年度間に	年度別の雇用者数を記載
	職	県外人材(大学生含む)を雇用していること。	した任意の報告書
13	やまぐち結婚応援団の登録	やまぐち結婚応援団に登録している こと。	登録証の写し
14	やまぐち結婚応縁 企業の登録	やまぐち結婚応縁企業の登録を受け ていること。	登録証の写し
15	やまぐち結婚応援 パスポート協賛事 業所の登録	やまぐち結婚応援パスポート協賛事 業所に登録していること。	協賛事業所登録通知の写 し
16	子育て応援団(サポート会員)の登録	子育て応援団に登録していること。	登録申込書の写し(申込書 がない場合には登録申込 日を記載した任意の報告 書)
17	やまぐち子育て応 援パスポート協賛 事業所の登録	やまぐち子育て応援パスポート協賛 事業所に登録していること。	協賛事業所登録通知の写 し
18	家庭の日協力事業 所の登録	家庭の日協力事業所となっていること。	協力事業所証の写し
19	やまぐち虐待防止 全力宣言企業の登 録	やまぐち虐待防止全力宣言企業の登 録を受けていること。	登録証の写し
20	「誰もが活躍できる やまぐちの企業」の 認定	申請時点で「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定を受けていること。	認定証の写し
21	やまぐち子育て応 援企業の登録	申請時点でやまぐち子育て応援企業の登録を受けていること。	登録証の写し
22	やまぐちイクメン応 援企業の登録	申請時点でやまぐちイクメン応援企業の登録を受けていること。	登録証の写し
23	次世代育成支援 対策推進法に基 づく一般事業主行 動計画の策定・届 出	申請時点で一般事業主行動計画を 策定し労働局に届け出ていること。 (常時雇用労働者数100人以下の 企業限る)	一般事業主行動計画策定 ・変更届の写し

24	次世代育成支援 対策推進法に基 づく認定	申請時点で次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること。	基準適合一般事業主認定通知書の写し
25	高年齢者雇用確 保措置の導入	高年齢者雇用確保措置(①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止、のうちいずれかによる70歳までの雇用の確保)を講じていること。	就業規則の写し
26	やまぐち障害者雇用推進企業の認定	やまぐち障害者雇用推進企業の認定を受けていること。	認定証の写し
27	身体障害者、知的障害者の雇用	常時雇用労働者者3.5人未満の企業が、身体障害者、知上雇用といること。 ※雇用者数の考え方は以下のとおりの考え方は以下のとおりの所定労働時間が20時間が20時間が20時間が20時間が20時間が20時間が20時間が20	常時雇用の従業者数及び身体障害者等の雇用者数を記載した任意の報告書
28	やまぐち道路愛護 ボランティアの登録 又は届出	県土木建築事務所等にやまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出をしていること。	登録証又は届出書の写し
29	ISO14001 の 認 証 取得又はエコアク ション21の認証及 び登録	申請時点でISO14001の認証取得 又はエコアクション21の認証及び登 録を受けていること。	認定証の写し

30	やまぐち再エネ電	やまぐち再エネ電力利用事業所の認	認定証の写し
	力利用事業所の	定を受けていること。	
	認定		
31	優良産廃処理業	廃棄物処理法に基づく優良産廃処	「優良マーク」が記載され
	者の認定	理業者認定制度により、山口県知事の認定な野はていること	た以下のいずれかの許可
		の認定を受けていること。	証の写し ・産業廃棄物収集運搬業許
			可証
			• 産業廃棄物処分業許可証
			·特別管理廃棄物収集運搬   **** 可記
			業許可証 ・特別管理廃棄物処分業許
			可証
32	山口県エコ・ファク	山口県エコ・ファクトリーの認定を受	認定証の写し
	トリーの認定	けていること。	
33	山口県認定リサイ	山口県認定リサイクル製品の認定を	認定証の写し
	クル製品の認定	受けていること。	Pu-/Chm /> 3
34	農林漁業と連携す	①申請前2年間に、森林所有者、地	①又は②のいずれかにつ
	るボランティア活動 の実績	域住民等との協働による、間伐、植   裁、下刈り、伐竹などの森林整備に	いて、活動の日時、場所、 内容、主催者、参加状況(従
		係るボランティア活動に、従業員を参	業者の参加者数、資材の提
		加させた実績があること。	供等)を記載した任意の報
			告書
		②申請前2年間に、県、市町又は漁業協同組合等が実施する海浜清掃	
		未 励 问 租 口 寺 か 夫 旭 り る 併 供 佰 邢	
		員を参加させた実績があること。	
0.5	ウナットが、サード	ウナルと松木で気口でおまするこ	初点されるなり
35	やまぐち教育応援 団の登録	やまぐち教育応援団の認証を受け、 団員として登録されていること。	認定証の写し
	<u> </u>		
36	• " = " : =	家庭の元気応援キャンペーン協賛企	協力団体申込書の写し(申
	ャンペーン協賛企 業の登録	業に登録していること。	込書がない場合には申込     日を記載した任意の報告
	木ツ豆野		書)
37	家庭教育出前講	事業所として申請前2年間に、家庭	講座の開催日時、場所、内
	座の開催	教育出前講座を開催していること。	容、参加状況(従業員の参
			加者数等) を記載した任意     の報告書
			*ノ†以口 目

38	「総合型地域スポーツクラブ」への支援	「総合型地域スポーツクラブ」に支援 (経済的・人的支援、施設・用具の提供等)を行っていること。	スポーツクラブの名称、所 在地及び支援の内容を記 載した任意の報告書
39	「スポーツ元気県 やまぐち推進団 体」の認証	「スポーツ元気県やまぐち推進団体」 の認証を受けていること。	認証書の写し
40	企業メセナ活動の実績	事業所として、申請前3年間に、県内の文化芸術団体等に対する寄付、 県内の文化芸術団体等が行う演奏 会・展覧会等の文化事業に対する助成、文化事業の主催又は共催(資金 提供を伴うもの)の実績があること。	寄付金、助成金等の領収書 の写し、プログラム等印刷 物、又は事業内容(日時、 場所、主催者、資金提供状 況等)を記載した任意の報 告書
41	山口県県民活動 スーパーネットの登 録及び社会貢献 活動の実績	山口県県民活動スーパーネットに登録するとともに、申請前3年間に事業所として社会貢献活動に取り組んだ実績があること。	登録画面の写し及び活動内容(活動の名称、日時、場所、参加状況(従業者の参加人数、資材の提供等))を記載した任意の報告書
42	やまぐち男女共同 参画推進事業者 の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けていること。	認証書の写し
43	やまぐち女性の活 躍推進事業者の 登録	やまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けていること。	登録証の写し
44	保護観察者等を 対象とした協力雇 用主の登録	保護観察所に協力雇用主の登録をしていること。	なし ※登録証がないため、県が 保護観察所に協力雇用主 の登録の有無を確認
45	障害者施設への 物品調達、業務委 託等の発注実績	県内にある障害者施設に申請前2年 間に物品調達、業務委託等の発注 実績があること。	直近の発注書、発注先、 発注内容を記載した任意 の報告書
46	あいサポート企業・ 団体の認定	あいサポート企業・団体の認定を受けていること。	認定証の写し
47	救急ステーション・ AED設置救急ス テーションの認定	救急ステーション又はAED設置救急 ステーションの認定を受けていること。	認定証の写し
48	がん検診受診促 進協力事業所の 登録	がん検診受診促進協力事業所に登 録していること。	登録証の写し

4.0	去 人 11 . 12 >>	サルム 11.18 カーの分 40 ナ1 マンフ	北方 11.18 5 分 tn 由 17
49	献血サポーターへの参加登録	献血サポーターへの参加をしていること。	献血サポーター参加申込 完了メール等の写し
50		申請前3年間に、認知症サポーター	認知症サポーター養成講
	症サポーターの養 成実績	の養成実績があること。	座の受講者数、実施日等を記載した任意の報告書
	· 大順		で記載した正心が採口目
51		やまぐち健康応援団に登録している	登録証の写し
	団の登録	こと。	
52	やまぐち健康経営	やまぐち健康経営企業の認定を受け	認定証の写し
	企業の認定	ていること。	
53	消防団協力事業	消防団協力事業所表示制度の認定	認定証の写し
93	所の認定	何奶四㎝ガ事来所衣が前及の祕足    を受けていること。	
- T 4	フ 以 110 乗の字	子ども110番の家(車)に参画してい	のぼり旗等の写真
54	子ども110番の家 (車)への参画	丁とも110番の豕(卑)に参画してい。  ること。	のはり興寺の子具
			+ 12 W + 15 75 75 + 16 -> +1.
55	不 当 要 求 防 止 責 任者講習の受講	申請前3年間に不当要求防止責任者講習を受講していること。	責任者講習受講修了書の写し
56	セーフティライフセミナー(出前講座)	事業所として申請前2年間にセーフ ティライフセミナー(出前講座)を実施	申請書の写し(申請書がない場合は実施日、場
	の利用	ノイノイノ ビミナー (苗前講座)を美施   していること。	所、内容を記載した任意
	- 14714		の報告書)
57	無事故・無違反コ	事業所として申請前2年間に無事	参加申込書の写し又は参
	ンテストへの参加	故・無違反コンテストに参加している	加料払込の領収書の写し
		こと。	
58	やまぐち"とも×い	申請時点でやまぐち"とも×いく"応	登録証の写し
	く"応援企業の登録	接企業に登録を受けていること。 	

令和 年 月 日

## 山口県政策課題の取組の登録申請書

山口県知事 様

郵便番号 住所・所在地等 商号・名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 5 (1)により、山口県の 政策課題への取組について、下記のとおり登録申請します。

なお、登録の上はその内容について、県が、ホームページへの掲載等により公開しても 差し支えありません。

項目番号	評価項目	添付書類

- 注1 「項目番号」欄及び「評価項目」欄には、別表第2に記載の評価項目のうち、現 に取り組まれている項目番号及び評価項目を記入してください。
  - 2 「添付書類」欄には、登録申請される評価項目ごとに、別表第2に記載してある 書類を記入の上、申請書に添付してください。
  - 3 登録申請される評価項目が6以上ある時は、用紙を継ぎ足すか、別の申請書で申 請してください。
  - 4 受領印の必要な方は、返信用封筒又ははがき (宛先記入・切手貼付) を同封して ください。

# 政策課題取組状況一覧表

		T		1	2	3	4		58
登録番号	所在地(本店)	登録区分	取り組んでいる評価項目数の合計	やまぐちサポーター企業の認定	地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績	山口県技術革新計画の承認	経営革新計画の承認		やまぐち"とも×いく"応援企業の登録 :   1   1   1   1   1   1   1   1   1
		〇:有		〇:有	〇:有	〇:有	〇:有		○:有
		●:今回		, u	, u	<u></u>			<u></u>
							,	·	
							< <		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
								,	<u> </u>

(注) 「登録区分」欄については、更新時に事業者からの申請に基づき新たに登録した項目を「●:今回」と表記し、既に登録されており、更新時に変更がないものを「○:有」で表記した。

## 山口県政策課題の取組の登録通知書

様

### 山口県知事

山口県政策課題取組登録について、 年 月 日付けで申請があったところですが、政 策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 6(2)により、下記のとおり登 録したので通知します。

登録に係る評価項目			
現時点の取組件数(取り組んでいる評価項目数の合計)	件	内、今回の登録によるもの	件
登録の有効期間			

- 注 1 登録に係る評価項目に記載された取組を廃止しようとするときは、直ちに登録の 抹消申請をしてください。
  - 2 登録の有効期間が経過した後も引き続き登録を希望されるときは、改めて登録手続が必要になります。

## 山口県政策課題の取組の登録抹消申請書

山口県知事 様

郵便番号 住所・所在地 商号・名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 7 (1) により、山口県の政 策課題への取組について、下記のとおり登録の抹消を申請します。

登録抹消を希望 する評価項目	
抹 消 理 由	

# 山口県政策課題の取組の登録抹消通知書

様

## 山口県知事

山口県政策課題の取組の登録抹消について、 年 月 日付けで申請があったところですが、政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 7 (3)により、下記のとおり登録抹消したので通知します。

登録抹消に係る評価項目			
現時点の取組件数 (取り組んでいる評価項目数の合計)	件	登録抹消に係る評価項目	件
登録の抹消日			